

# 地域密着型サービス事業所における 運営推進会議と外部評価の適正実施について

---

# 地域密着型サービス事業所における運営推進会議

## 運営推進会議

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号)において、事業所自らが開催するものとされている。

※ 同基準において、会議の構成員や開催回数が定められている。

### 会議の目的

- ・事業所運営の透明性の確保
- ・サービスの質の確保
- ・事業所による「抱え込み」の防止
- ・地域との連携の確保

### 会議の構成員

- ・利用者
- ・利用者の家族
- ・地域住民の代表者
- ・市町村の職員又は地域包括支援センターの職員
- ・地域密着型サービスについて知見を有する者 など

### 会議の開催回数

- 2月に1回  
小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設(小規模特養)、看護小規模多機能型居宅介護
- 6月に1回  
地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護

# 地域密着型サービス事業所における運営推進会議

## 会議の内容

概ね次のようなことが取り上げられています。

- ・利用者の構成(年齢、要介護度等)
- ・ヒヤリハットや事故等の件数の報告と防止に向けた改善策
- ・利用者や家族、地域住民からの要望、意見等
- ・日常的なサービス提供の内容や行事、地域交流等の取組
- ・職員の研修状況、感染対策や非常災害対策の取組
- ・運営上の課題など

## 会議の開催方式

対面形式(感染リスクが高い場合などは除く)

- ※ 利用者及び家族の同意があればテレビ電話装置等の活用可  
(厚生労働分野における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス、  
医療情報システムの安全管理に関するガイドラインを遵守)

## 会議の記録

運営推進会議終了後は、記録を作成・保存(2年間)するとともに、その記録は公表が必要とされています。

※会議の記録様式は日立市ホームページからダウンロードできます。

[https://www.city.hitachi.lg.jp/sangyo\\_business/fukushi\\_kaigo/1003027/1003040](https://www.city.hitachi.lg.jp/sangyo_business/fukushi_kaigo/1003027/1003040)

# 運営推進会議を活用した評価の実施について

## 運営推進会議を活用した評価

<対象事業所> 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護(予防含む)、  
認知症対応型共同生活介護(予防含む)、看護小規模多機能型居宅介護

サービスの質の評価の客観性を高め、サービスの質の改善を図ることを目的として、自ら提供するサービスについて自己評価を行うとともに、自己評価結果について、運営推進会議においてサービスの評価(外部評価)を行い、結果を公表することが義務付けられています。

※ 認知症対応型共同生活介護は、外部機関による評価との選択制

### 【関係法令等】

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準に規定する運営推進会議を活用した評価の実施等について(平成27年3月27日厚労省通知)

# 自己評価と外部評価の流れ

## 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

### 1 自己評価

全ての職員で事業所の状況を話し合い、昨年度の課題への取組状況や、事業所の現状を振り返り、事業所としての自己評価を作成する。



### 2 外部評価

運営推進会議において、事業所自己評価について検討した内容と改善計画を元に説明し、運営推進会議のメンバーから評価を受け、その結果を外部評価としてまとめる。（「別紙1 自己評価・外部評価 評価表」を作成）



### 3 結果の公表

作成した評価表は、次回の運営携推進会議で報告し評価を確定する。評価確定後は、速やかに市介護保険課へ評価表を提出するとともに、次のいずれかの方法により公表する。

- 利用者及びその家族に対して送付
- ホームページへの掲載又は事業所内の見やすい場所への掲示

## 小規模多機能型居宅介護(予防含む)

### 1 自己評価

- ①「(別紙2-1)スタッフ個別評価」を使用して、職員一人ひとりがこれまでの取組を振り返る。
- ②「(別紙2-1)スタッフ個別評価」を集め、職員で事業所の状況を話し合い、昨年度の課題への取組状況や事業所の現状を振り返り、事業所としての「(別紙2-2)事業所自己評価」を作成



### 2 外部評価

- ①運営推進会議において、事業所自己評価について検討した内容と改善計画を元に説明し、運営推進会議のメンバーから評価を受け、その結果を外部評価としてまとめる。(「(別紙2-3)地域からの評価」の「外部評価 地域かかわりシート」)
- ② ①に基づき、「(別紙2-4)サービス評価総括表」を作成する。



### 3 結果の公表

作成した総括表は、次回の運営推進会議で報告し評価を確定する。評価確定後は、速やかに市介護保険課へ総括表を提出するとともに、次のいずれかの方法により公表する。

- 利用者及びその家族に対して送付
- ホームページへの掲載又は事業所内の見やすい場所への掲示

## 認知症対応型共同生活介護(予防含む)

※ 外部評価の方法は「第三者評価機関による評価」又は「運営推進会議を活用した評価」のいずれかから選択できます。(以下は「運営推進会議を活用した評価」の流れです)

### 1 自己評価

- ①「(別紙2-2)自己評価・外部評価・運営推進会議活用ツール(以下「活用ツール」)」を使用し、職員一人ひとりがこれまでの取組を振り返る。
- ②「活用ツール」を集め、職員で事業所の状況を話し合い、昨年度の課題への取組状況や事業所の現状を振り返り、事業所としての自己評価を作成する。  
(ユニットごとに、活用ツールの「自己評価欄」「記述欄(自己評価欄の右欄)」に記入)



### 2 外部評価

- ①運営推進会議において、事業所自己評価について検討した内容と改善計画を元に説明し、運営推進会議のメンバーから評価を受け、その結果を外部評価としてまとめる。  
(活用ツールの「運営推進会議で話し合った内容欄」「外部評価欄」「記述欄」に記入)



### 3 結果の公表

- 作成した活用ツールは、次回の運営推進会議で報告し評価を確定する。評価確定後は、速やかに市介護保険課へ活用ツールを提出するとともに、次のいずれかの方法により公表する。
- 利用者及びその家族に対して送付
  - ホームページへの掲載又は事業所内の見やすい場所への掲示

## 看護小規模多機能型居宅介護

### 1 自己評価

- ①「(別紙3-1)従業員等自己評価」を使用して、職員一人ひとりがこれまでの取組を振り返る。
- ②「(別紙3-1)従業員等自己評価」を集め、職員で事業所の状況を話し合い、昨年度の課題への取組状況や事業所の現状を振り返り、事業所としての「(別紙3-2)事業所自己評価」を作成



### 2 外部評価

- ①運営推進会議において、事業所自己評価について検討した内容と改善計画を元に説明し、運営推進会議のメンバーから評価を受け、その結果を外部評価としてまとめる。「(別紙3-3)運営推進会議における評価」の「運営推進会議における評価コメント記入欄」に記入
- ② ①に基づき、「(別紙3-3)運営推進会議における評価」を作成する。



### 3 結果の公表

作成した評価は、次回の運営推進会議で報告し評価を確定する。評価確定後は、速やかに市介護保険課へ評価を提出するとともに、次のいずれかの方法により公表する。

- 利用者及びその家族に対して送付
- ホームページへの掲載又は事業所内の見やすい場所への掲示



## 自己評価に使用する様式

事業所種別	自己(事業所)評価	外部(運営推進会議)評価
定期巡回・随時対応型訪問 介護看護	別紙1 自己評価・外部評価 評価表	別紙1 自己評価・外部評価 評価表
小規模多機能型居宅介護 (予防含む)	別紙2-1 スタッフ個別評価 別紙2-2 事業所自己評価	別紙2-3 地域からの評価 別紙2-4 サービス評価総括表
認知症対応型共同生活介護 (予防含む)	別紙2-2 自己評価・外部評価・運営 推進会議活用ツール	別紙2-2 自己評価・外部評価・運営 推進会議活用ツール
看護小規模多機能型居宅介護	別紙3-1 従業員等自己評価 別紙3-2 事業所自己評価	別紙3-3 運営推進会議における評 価

上記様式は、日立市ホームページ(ID検索:1003049)からダウンロードできます。